

平成二十七年十月定例教育委員会会議録

鳴門市教育委員会 十月定例教育委員会は九月三十日招集告示

十月七日十九時 市分庁舎教育委員会会議室で開会 同日二十時十分閉会した

一、出席者

教育長 安田教育長

委員 寺田委員 巽委員 加藤委員 小松委員

事務局職員 荒川教育次長 天満教育総務課長 西條教育総務課副課長

その他職員 竹下学校教育課長 三栖生涯学習人権課長

一、傍聴者 一名

一、会議は 教育長が議事を進行した

一、議事の内容は次のとおりである

一、議案第五十九号 鳴門市青少年会館及び鳴門市市場・川崎児童館指定管理候補者選定委員会委員の委嘱について

一、議案第六十号 鳴門市教育標準時間認定子どもに係る特定教育・保育施設の利用者負担額に
関する規則の一部を改正する規則について

一、教育長は 十九時 十月定例教育委員会の開会を宣した

一、教育長は会議録の朗読を事務局に求めた

西條教育総務課副課長は 九月臨時教育委員会の会議録を朗読した

一、教育長は会議録の承認について諮り 全委員異議なく承認した

一、教育長は 議案第五十九号 鳴門市青少年会館及び鳴門市市場・川崎児童館指定管理候補者

選定委員会委員の委嘱について 事務局に説明を求めた

本件について 三栖生涯学習人權課長は 鳴門市青少年会館及び鳴門市市場・川崎児童館の指定管理者に応募した団体を審査する本件委員会について 委員七名を委嘱したい旨 説明した

一、教育長は 議案第五十九号について諮り 協議の結果 全委員異議なく承認した

一、教育長は 議案第六十号 鳴門市教育標準時間認定子どもに係る特定教育・保育施設の利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則について 事務局に説明を求めた

竹下学校教育課長は 平成二十七年度から新設される 徳島県の補助事業を受け 幼稚園及び認定子ども園の利用者負担額の軽減措置を 拡充するため 本件規則を改正する旨 説明した

小松委員は 本件規則でいう 子どもの定義と 拡充による影響額について 質問した
竹下学校教育課長は 本件規則の 子どもは 上位法である 子ども・子育て支援法で定められた 子どもを指すこと 拡充による歳入の減少は 七十万円程度である旨 説明した

一、教育長は 議案第六十号について諮り 協議の結果 全委員異議なく承認した

一、教育長は 協議事項の 平成二十七年全国学力・学習状況調査結果について 本件調査結果の活用及び公表等については、文部科学省「平成二十七年全国学力・学習状況調査に関する実施要領」により、教育委員会の権限とされており 協議の結果によっては、非公表とする内容が含まれるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条第七項ただし書きの規定により、会議を非公開とすることについて発議し 議決の結果 全委員異議なく承認した

一、教育長は 報告事項の教育長への臨時代理の結果については、平成二十七年報告第四号 小学校教諭における不適切な指導について 関係する事項であり 対象児童や保護者のプライバシー保護の観点から 会議を非公開とすることについて発議し 議決の結果 全委員異議なく承認した

一、教育長は 平成二十七年全国学力・学習状況調査結果について 事務局に説明を求めた

竹下学校教育課長は 全国学力・学習状況調査結果について 説明した

安田教育長は 何らかの形で市民に公表し 学校現場で教育効果が高まる対策を提供したいと
意見を述べた

委員からは 結果及び学力向上に関する 質問や意見が述べられた

一、教育長は 報告第五号 教育長への臨時代理の結果について 事務局に説明を求めた

竹下学校教育課長は 平成二十七年議案第五十八号 教育長への臨時代理の委任について

の決議に基づき 平成二十七年九月二十七日付けで 本市教育委員会に従事する職員の人事に
関する事務を 臨時に代理した旨 報告した

一、教育長は 二十時十分 閉会を宣した

一、その他の事項は次のとおりである

一、教育長は 十一月定例教育委員会を 十一月十日十三時三十分から 開催することを確認した